

決算審査

各種会計決算	審査期間	令和3年6月14日～令和3年8月18日
基金運用状況	審査期間	令和3年6月14日～令和3年8月18日
公営企業会計決算（病院事業、水道事業、簡易水道事業、下水道事業）	審査期間	令和3年6月1日～令和3年8月18日
財産区会計決算	審査期間	令和3年6月14日～令和3年8月30日

決算審査では、各種会計決算（一般会計・特別会計）、基金運用状況（土地開発基金ほか1基金）、公営企業会計決算（病院事業・水道事業・簡易水道事業・下水道事業）、財産区会計決算（井川財産区・両河内財産区）を審査しました。

各種会計決算、公営企業会計決算及び財産区会計決算については、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを認めました。また、基金運用状況についても重要な点において計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認めました。

●主な意見（各種会計決算）

令和2年度の財政運営は異例の対応を余儀なくされたものの、新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費が増大する一方、国県支出金の活用や、行財政改革推進債等を活用した資金調達を行うとともに、事務事業の見直しや経費削減に努め、財源を確保していました。この結果、令和2年度決算では一般会計において53億円余の実質収支を計上するとともに、期中には1億円余まで減少した財政調整基金についても令和元年度末残高とほぼ同額となる86億円余（一般会計ベース）まで回復しました。臨時財政対策債を除いた市債残高は前年度末から15億円余の増となったものの、第3次行財政改革後期実施計画の目標値を下回っており、近年悪化傾向が見られていた経常収支比率も前年度と比べ0.1ポイント改善して94.6%となるなど、悪化する社会経済情勢を踏まえた難しい対応が迫られた中でも、本市における財政状況の健全性は一定程度保たれていると評価できます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が避けられない中、2つのLife（「いのち」と「暮らし」）の両立を図るため、事務事業の見直しと財源対策は不可避であることから、引き続き各局が総力を挙げてこの難局を乗り切っていくことが望まれます。

令和2年度の予算執行状況については、一般会計は市の主要事業の中から抽出して確認を行い、特別会計は地方公営企業会計への移行を見据え農業集落排水事業会計を取り上げて確認しました。確認の結果、これらはおおむね適正に執行されていましたが、令和2年度定期監査における「戦略広報の更なる推進について」の観点からの提言との関

連においては、課題の残る事業もみられました。

このような中においても、情報発信の重要性についての市職員の意識は確実に上がってきていることから、更に歩を進め、「伝わる広報」を意識した取組を今後も継続していくことを期待します。

●主な意見（公営企業会計決算）

【病院事業会計】

令和2年度病院事業会計の決算については、純損益が5,260万円余の赤字となっており、収支不足補填のための一般会計補助金を除いた実質損益は22億円余の赤字となっていたことから、7年連続で10億円を上回る赤字となっていました。この結果、累積欠損金残高は前年度と比較して純損失と同額の5,260万円余増加し、13億6千万円余となっていました。

経営改善については、急性期一般病棟における看護師配置を入院患者10名に対し看護師1名の配置（10対1）から入院患者7名に対し看護師1名の配置（7対1）に変更するなど、病院が収益確保策を進めていることは一定の評価ができますが、経営改善のための施策を進める際には、必要な手続や手順を遺漏なく実施することが求められます。今後も病院自身が主体的に経営改善に取り組むと同時に、副市長をトップとした清水病院ビジョン検討会議を中心に市全体として病院の経営に関わり、清水地域の医療を守りつつ経営改善が進められることを望みます。

また、7対1看護師配置への移行に伴う変更と、それによる効果等について、戦略的広報の観点からも清水病院の強みが市民に伝わるよう努めるとともに、施設保全や設備修繕等の病院施設の維持・機能向上を計画的に進めることを望みます。

【水道事業会計】

令和2年度水道事業の経営状況は、増収・増益かつ15億3千万円余の純利益を計上するなど良好でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響による環境の変化に加え、管・施設の老朽化・耐震化対策への対応など解決の必要な課題も把握されました。水道事業は安定的かつ継続的な遂行が求められることから、今後も水需要の動向に注視するとともに、関連する諸計画が適宜適切に立案・変更される必要があります。管・施設の老朽化に関しては、対応が急務とされてきた大平山配水池の移転について、既存施設の運用見直しにより移転用地を捻出したことは、経営効率化の観点からも高く評価されるべき取組です。今後も着実かつ早期の移転実現に努め、新施設の位置付けなどを体系的に整理しつつ、分かりやすい周知に努めていくことが求められます。水道管の更新については、実績が計画を下回っていましたが、当局による課題の現状分析やこれに基づく対応を今後も着実に継続し、技術者育成の取組にも一層の推進・注力を望みます。

【簡易水道事業会計】

簡易水道事業に係る経理は令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用する体制に移行し、令和2年度の同事業の決算では、510万円余の純損失が計上され、収支不足補填のための一般会計補助金を除いた場合の純損失は1億900万円余となりました。簡易水道事業の収益構造は一般会計補助金の繰入を前提としていますが、事業の安定的かつ継続的な実施のためにも、経営努力とそれに伴う一般会計補助金繰入額の縮減が求められます。さらに、給水人口減少への着実な対応が求められることから、中長期的視座に立脚して経営に臨むことを求めます。

また、簡易水道事業の給水区域外に所在する旧施設について、解体を簡易水道事業会計が担うことが経営戦略上明記されていますが、この取扱いは極めて異例であり、一般会計との間で合意された内容も文書化されていないことから、経費負担の在り方などを整理すべきです。これに関し、本解体経費に充てられた企業債収入の位置付けが予算と決算で異なっており、結果として、経理上の影響はなかったものの、今後も同様の資金調達が予定されていることから、適正な予算編成や事業執行に努める必要があります。

【下水道事業会計】

令和2年度下水道事業の決算については、有収処理水量1 m³当たりの処理損益が前年度比3.83円改善したことなどにより、当年度純利益が前年度比1億9千万円余の増益となる13億円余となりました。しかし、今後の大幅な営業収益の増収は見込めない状況であり、1 m³当たりの処理損益においても4.08円の赤字となっていることから、将来の経営見通しは依然として予断を許さない状況です。

また、浸水対策に関し、ソフト事業である内水ハザードマップの作成・公表については、今後も利用者目線での更新に努めるとともに、他の災害への対応も含めた効果的な情報発信に取り組むことを求めます。一方、ハード事業である「高橋雨水ポンプ場」については、当初予定していた供用開始時期が遅延することとなり、市民に大きな不安を与えてしまう結果となった社会的責任は大きいことから、一日も早い供用開始を目指すことが重要です。